

○伊勢広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会に関する規則

平成13年 5月17日

組合規則第10号

改正 平成28年 3月31日

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢広域環境組合情報公開条例（平成13年条例第19号。以下「条例」という。）第17条第7項の規定に基づき、伊勢広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(手続の併合又は分離)

第4条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件の手続を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、審査請求に係る事件の手続を併合し、又は分離したときは、審査請求人、参加人及び諮問実施機関にその旨を通知しなければならない。

(諮問実施機関の申出)

第5条 諮問実施機関は、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、その旨を申し出ることができる。

2 審査会は、前項の規定による申出を受けた場合において、条例第16条第1項の規定により当該公文書又は当該保有個人情報の提示を求めようとするときは、当該諮問実施機関の意見を聴かなければならない。

(審査請求人等の意見の聴取)

第6条 審査会は、審査会に提出された意見書又は資料について、条例第16条第4項の規定に基づき鑑定を求めようとするときは、当該意見書又は資料を提出した審査請求人、参加人又は諮問実施機関の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第7条 条例第17条の4第2項の審査会が定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、議事及び調査審議の手續その他審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成13年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審査会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、管理者が招集する。

附 則 (平成28年3月31日組合規則第2号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。